

民間の屋内型喫煙施設の整備状況及び指定喫煙所の運用について

1 経過等

区では、これまで、まちの環境美化推進を定めた「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例」第8条の2の規定に基づき、中目黒駅など4駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定するとともに、区域内には代替措置としての指定喫煙所を整備することにより、タバコを吸う人と吸わない人が共存できる環境の整備を進めながら、ポイ捨て抑止効果の向上に努めてきたところである。

しかしながら、本年4月の改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行により、屋外における歩行喫煙とポイ捨ての増加への懸念があることから、より一層の屋内型公衆喫煙所の整備を進める必要があると判断し、昨年度は、下記により東京都の補助事業を活用した駅周辺の屋内型喫煙施設整備事業を実施した。当該事業については、今年度も引き続き実施予定である。

また、区で整備した指定喫煙所については、現在、屋外型喫煙所及び屋内型喫煙所とも一時閉鎖を行っているところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の解除を踏まえ、下記により運用するものとする。

記

2 屋内型喫煙施設整備費補助事業の概要

(1) 対象者

区内に屋内型公衆喫煙所を整備しようとする者（国、独立行政法人及び地方公共団体を除く。）とする。

(2) 対象となる喫煙施設

『東京都受動喫煙防止対策の強化に伴う喫煙環境の整備事業実施要綱』に定める公衆喫煙所の要件を満たすものとする。

(3) 対象経費

設置、改修及び移設に係る経費のうち工事費、設備費、備品費、機械装置費とする。

(4) 補助額等

補助額は予算の範囲内とし、1箇所当たりの上限額は10,000千円とする（補助率は10分の10）。

上限額は、都の区市町村に対する補助金が、1箇所当たり10,000千円（補助率は10分の10）とされていることによる。

(5) その他

区の路上喫煙禁止区域に整備した施設は、指定喫煙所として指定することについて区と協議するものとする。

(6) 事業の周知

区ホームページでの周知のほか各地区サービス事務所にて手引きを配布済み。その他、関係団体（商店街連合会、株式会社セブン・イレブン・ジャパン（包括連携事業者）、日本たばこ産業株式会社東京支社、渋谷たばこ商業協同組合等）にも周知済み。

(7) 令和2年度予算額

1,200万円

3 令和元年度の整備状況等

令和元年度は、6施設10箇所の民間事業者による屋内型公衆喫煙所の整備に対し、東京都の補助制度を活用し、補助金を交付した。

(1) 中目黒駅周辺（路上喫煙禁止区域内）

ヒノマルパチンコ中目黒店（上目黒1丁目19番8号）2箇所

- ・ 1階（コンテナ型）1.62㎡
- ・ 2階（コンテナ型）0.81㎡

マツヤ本店（上目黒3丁目7番11号）

- ・ 1階 2.42㎡

マツヤ2号店（上目黒3丁目7番6号）

- ・ 1階 4.59㎡

(2) 都立大学駅周辺（路上喫煙禁止区域内）

ヒノマルパチンコ都立大店（中根1丁目3番4号）2箇所

- ・ 1階（コンテナ型）1.62㎡
- ・ 2階 10.50㎡

(3) 祐天寺駅周辺

万両（祐天寺2丁目2番6号）2箇所

- ・ 1階（コンテナ型）1.28㎡
- ・ 2階（コンテナ型）1.24㎡

(4) 西小山駅周辺

将軍西小山店（原町1丁目9番3号）2箇所

- ・ 1階 5.60㎡
- ・ 2階 5.20㎡

4 指定喫煙所の運用について

屋外型指定喫煙所の運用については、以前より、区の補助事業を活用した民間の屋内型喫煙所の整備状況を勘案した上で見直していくとしてきたところである。5月25日に緊急事態宣言は解除されたが、今回の一時閉鎖を契機として、今後も引き続き閉鎖措置を継続することとする。なお、屋内型指定喫煙所（学芸大学駅周辺の2箇所）については、自粛要請の緩和状況を勘案しながら適宜再開する。

(1) 閉鎖を継続する施設

区で整備した指定喫煙所6箇所のうち屋外型喫煙所4箇所（中目黒駅周辺2箇所、都立大学駅周辺1箇所、自由が丘駅周辺1箇所）

(2) 閉鎖継続中の措置

東京都のパチンコ店に対する営業自粛要請の解除に合わせて、近隣の民間事業者が整備した公衆喫煙所の利用を案内する。

(3) 再開を予定する施設

区で整備した指定喫煙所のうち学芸大学駅周辺の屋内型喫煙所2箇所

※自粛要請の緩和状況を勘案し、適宜再開する。

(4) 指定喫煙所の運用に関する周知

現地掲示及び区ホームページなどにより周知を図る。

以 上